

平成 26年 9月 29日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

中小企業者等の少額減価償却資産の 損金算入の特例(適用期間の延長)

減価償却資産は、通常、法定耐用年数に応じて減価償却費として損金経理しますが、少額のもの
は取得時に、その取得価額の全額を損金算入(即時償却)することが認められています。

さらに、青色申告書を提出する中小企業者等については、取得価額30万円未満の減価償却資産の
即時償却(特例)が認められています。

<対象減価償却資産>

この特例は、取得価額が30万円未満である減価償却資産について適用がありますので、「器具及
び備品」、「機械・装置」等の有形減価償却資産のほか、ソフトウェア、特許権、商標権等の無形減価
償却資産も対象になります。

さらに、所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したとされる資産や、中古資産についても対
象になります。

<少額減価償却資産の取り扱い>

	本 則 (全ての企業が対象)		特 例 (中小企業者のみ)
資産の取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満
損金算入方法	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	300万円以下(注)
償却資産税の取り 扱い	非課税	非課税	課税 (合計150万円以上)

(注)この特例は、対象となる減価償却資産の取得価額の合計が年間300万円を上限としており、そ
の超える部分に係る減価償却資産については適用対象から除外されます。

また、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳との重複適用も出来ません。

<適用期間2年延長>

平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得をして事業の用に供した場合に適用さ
れます。

中小企業にとって物品を購入した場合、それが資産となるか経費となるかで、利益は大きく変わっ
てきます。例えば、設備投資で年間300万円を超えてしまう場合があります。

このような場合、取得価額20万円未満の資産について3年均等償却が認められている「一括償却資産
の損金算入の特例」を利用する方法も考えられます。